

物理オリンピック日本委員会
役員報酬規程

2020年3月21日理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、この法人の役員の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 理事及び監事は、無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、公益認定を受けた日から施行する。